



▲各幼稚園、保育園、小学校、中学校 卒園・卒学式

まちの情報紙

広報

太子

Public Relations
TAISHI Town

2020

4

月号

No.545

主な内容

- 2 令和3年は「聖徳太子没後1400年」の節目の年!
- 4 後期高齢者医療制度
- 6 第13回太子聖燈会
- 7 フォトニュースプラス
- 9 フォトニュース
- 10 みんなのひろば
- 13 健康インフォメーション
- 15 高齢者情報局
- 16 子育て応援ナビ
- 17 人権コーナー「気づく」
- 27 タウンインフォメーション

令和3年は「聖徳太子没後1400年」の節目の年！

来年令和3年は聖徳太子没後1400年の節目の年です。町では、この100年に一度の節目の年を契機とし、太子町の知名度をさらに高め、地域に対する誇りと愛着を育むことをめざし、「聖徳太子没後1400年事業」に取り組んでいます。

太子町の名前の由来ともなっており、誰もが知っている聖徳太子について改めて考える機会とし、「聖徳太子のまち 太子町」を多くの人々に実感してもらえることをめざします。

聖徳太子没後1400年記念実行委員会

聖徳太子没後1400年を契機に、機運の醸成と町の活性化を目的とした、「聖徳太子没後1400年記念実行委員会」を平成31年2月6日に立ち上げました。構成団体は、町内の各種団体と太子町観光・まちづくり協会及び町による協働の体制です。

構成団体（順不同、敬称略）

富田林商工会太子町支部、たし聖徳市実行委員会、太子



聖燈会の会、竹内街道にぎわいづくり協議会、観光ボランティア 太子街人の会、竹内街道歴史資料館友の会、太子町婦人会、区長会、太子町文化連盟、花のあるまちづくりの会、唐川ホテルを守る会、太子町観光・まちづくり協会、太子町

町・実行委員会のこれまでの取り組み

●聖徳太子没後1400年記念講演会（平成31年3月16日（土））

第一部では講師に叡福寺檀家総代の植田勝博氏をお招き



し、「日本という国と聖徳太子」というテーマで、聖徳太子が制定したとされる十七条憲法や冠位十二階をはじめとする業績、今なお残る聖徳太子の思想について講演頂きました。また、第二部ではパネルディスカッションを行い、聖徳太子への想いや、没後1400年を迎えるにあたっての意気込みなどについて意見を交換しました。



●聖徳太子プロジェクト推進協議会へ参画

奈良県が主導し、聖徳太子ゆかりの県内外の市町村で構成され、聖徳太子関連の歴史文化資源の活用を促進する「聖徳太子プロジェクト推進協議会」に参画しています。構成自治体…

奈良県、奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、香芝市、葛城市、宇陀市、平郡町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、大阪市、大阪府太子町、兵庫県太子町

推進協議会のイベントとして、令和元年12月7日（土）に約900人が参加した聖徳太子シンポジウムが行われ、「聖徳太子のまち 太子町」としてのPR活動を行いました。

基調講演では聖徳太子の近代政治の礎を築いたともいえる政治の意味、仏教との関係性や民に示した生き方の道標について解き明かされています。



●町内歴史ウォーク（令和元年11月16日（土）～12月14日（土））

聖徳太子没後1400年記念実行委員会の委員である、観光ボランティア 太子街人の会の案内で、叡福寺や梅鉢御陵、二上山などの史跡名所



を巡る町内歴史ウォークを行いました。

全5回行われ、合計約150人が参加し、各所では街人の会のガイドの解説に聞き入っていました。

PRグッズなどの作製

聖徳太子没後1400年の記念品として、のぼり、ミニのぼり、クリアファイル、名刺、テーブルクロス、横断幕を作成しました。



【のぼり】



【クリアファイル】



【封筒】

令和3年に向けた今後の取り組み

●「聖徳太子・1400年の灯」

令和3年に没後1400年を迎える聖徳太子は、生を受け、国の礎を築き、古代から現代までの1400年もの間、様々な時代の多くの人に影響を与え続けてきました。今なおその思想・信条が存続していることを受け、その悠久の時の流れを「灯」になぞらえ、生誕から1400年

つながる「聖徳太子・1400年の灯」として現代に灯すものです。

4月25日(土)の太子聖燈会で用いられる火を採火し、「聖」というワードにも関連イベントに活用し、令和3年に迎える没後1400年へと繋ぎたいと考えています。

●色々な取組みを検討中

実行委員会では2021年に向け、知名度を向上させ、町を活性化させるための色々な取組みを検討しています。会議の中では、

- ・「聖徳太子のまち 太子町」のシンボルとなり、後世にも残る記念物として聖徳太子像の作製
 - ・次世代を担う子どもにも、より深く太子町のことを知ってもらうため、公募して作成する太子町の郷土カルタ
 - ・多くの人に町の歴史資源への理解を深めてもらい、実際に周遊してもらう歴史講座・歴史ウォークの開催
- など、2021年を盛り上げるための意見が出ています。

○意見を募集しています

町及び実行委員会では、みなさまからの意見を募集しています。上記の取組みに対する意見や、取組んでほしいことなど幅広く募集します。聖徳太子にゆかりの深いこの

町にお住まいのみならず、この没後1400年の節目に思うことを、ぜひ、お聞かせください。観光産業課及び太子町観光・まちづくり協会の窓口にて意見書を備えているほか、町ホームページでもダウンロードできますので、左記までお持ち頂くか、ファックス、または、メールでご提出ください。意見書は自由様式でも構いませんが、氏名・住所・連絡先は必ずご記入ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。



ご意見
お待ちしています!

◆問合せ

観光産業課
☎98-5521
FAX98-4514
Eメール:kankousangyou@town.taishi.osaka.jp
<https://www.town.taishi.osaka.jp/>
太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600
FAX:21-5798
Eメール:taishi-kannachi@eto.eonet.ne.jp
<https://taisshi-kankou.jp/>

資料館友の会総会 記念講演会

聖徳太子没後1400年を迎えるにあたり、御廟を守る叡福寺の取り組みについて、近藤住職にお話し頂きます。

【とき】5月9日(土)

午後2時～3時

※午後1時30分～受付。

【ところ】太子町まちづくり
観光交流センター

1階 第1・2研修

室

【内容】講演・聖徳太子

1400年遠志を

迎えるにあたって

講師：近藤本龍(叡

福寺管主)

【定員】50人(先着)

【参加費】200円

※竹内街道歴史資料館友の会

会員及び太子町観光ボラン

ティア太子・街人の会会

員は受講料無料。

※当日は友の会会員(年会費

2,000円)の入会受付

を行います。

【申込】電話で4月25日(土)

午後5時までにお

申込みください。

◆申込・問合せ

町立竹内街道歴史資料館

☎98-6296

後期高齢者医療制度

◎令和2年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療の保険料率は、令和2年度から変わります。令和2年2月の大阪府後期高齢者医療広域連合議会で審議・可決され、令和2・3年度の保険料率が決定されました。

◎令和2・3年度の保険料の算定方法

$$\text{年間の保険料年額 (限度額64万円)} = \text{均等割額 被保険者1人当たり 54,111円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額} \times \text{所得割率 10.52\%}$$

※賦課のもととなる所得金額とは、被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地の譲渡所得など）の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（雑損失の繰越控除分は控除されません）。なお、遺族年金などの非課税年金は含みません。基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額 (年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金など控除額は80万円として計算する）	7割	16,223円
②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	7.75割	12,174円
③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）+28万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	27,055円
④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）+52万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	43,288円

※①の判定区分については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となる場合があります（ただし、住民税課税世帯は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績などに応じて異なります）。

●保険料の軽減

- (1)均等割額の軽減(令和2年度)
 - 世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(54,111円)が軽減されます。
- (2)会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減
 - 後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険

●保険料額のお知らせと納め方

1. 普通徴収(口座振替や納付書でお支払い)の人
 - 7月に、令和2年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月～翌年3月まで)で納めて頂きます。
 - ※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。
2. 特別徴収(年金からのお支払い)の人
 - 年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払い頂きます。
 - 令和元年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。
 - ◎令和2年2月に保険料を特別徴収で支払われた人
 - 4月の年金受給時に、2月にお支払い頂いた金額と同額を仮徴収額としてお支払い頂きます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でない場合は仮徴収額が変更される場合があります。

- ◎健康診査・歯科健診・人間ドック費用の一部助成
 - 大阪府後期高齢者医療広域連合では、糖尿病などの生活習慣病の早期発見のため、健康診査を行っています。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒でお送りします(年度途中に新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送り
- ◎本算定後の特別徴収
 - 令和2年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。
 - 10・12・2月の年金受給時に、令和元年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。
 - ※特別徴収でのお支払いをやめて、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療課へお申込みください。後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象になりますが、特別徴収の方法でお支払された場合は、天引きされた年金の受給者だけが控除の対象となり、口座振替に変更された場合は、その口座をお持ちの人が対象となります。

します。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、年度中(当該年度の3月31日までに)1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などへお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

○歯科健診

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態、口腔衛生状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などを予防するため、歯科検診を行っています。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」をお送りします(年度途中に新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月にお送りします)。

広域連合が指定する歯科医院などで、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院などへお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人は、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査・歯科健診の対象外となります。

- ① 病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の入居者
- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

○人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック(公共団体法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限り)を受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受けるには、保険医療課に必要な書類をお持ち頂き、ご申請ください。なお、各年度中(4月1日～翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

「申請に必要なもの」

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. □座情報かわかるもの
5. 印かん

「注意事項」

人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

◆問合せ

◎制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(保険料・被保険者証など)
☎06-4790-2028

給付課(高額給付費・健康診査・人間ドックなど)
☎06-4790-2031

総務企画課(予算編成・広報公聴など)
☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること
保険医療課 ☎98-5516

みんなで、ちょっと集う場所をつくって、生きがいづくり。元気になるませんか！
令和2年度の交流サロン補助金交付申請募集

自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立し、活動量が減ることや心や身体に不調をきたしやすく、生活不活発病や廃用症候群になり、自立した日常生活が送れなくなることがあります。しかし、身近で気軽に集

まることができ、担い手として活動する場があると、社会的孤立感も解消し、楽しみや生きがい、趣味活動につながったり、ちょっとした日常生活の困りごとに対する助け合いも生まれます。地域の集いの場、社会参加

の場を運営する活動に対して補助金を交付し、支援を行います。 ※随時募集しています。継続中の団体も申請が必要です。

◆申込み・問合せ

高齢介護課(地域包括支援センター) ☎98-5538

補助金交付対象者

交流サロンの取り組みを行う団体、または、個人(住民)

開催場所

地域の高齢者が集まりやすい場所、継続して開催できる場所(町会・自治会集会所、個人宅、空き家や空き店舗など)

※個人の持ち物でない場合、管理者や所有者から承諾を得てください。

活動内容

特に定めません。対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。

開設時には、スタッフ(ボランティア)1人以上の従事が必要です。ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象となりません。

開催頻度

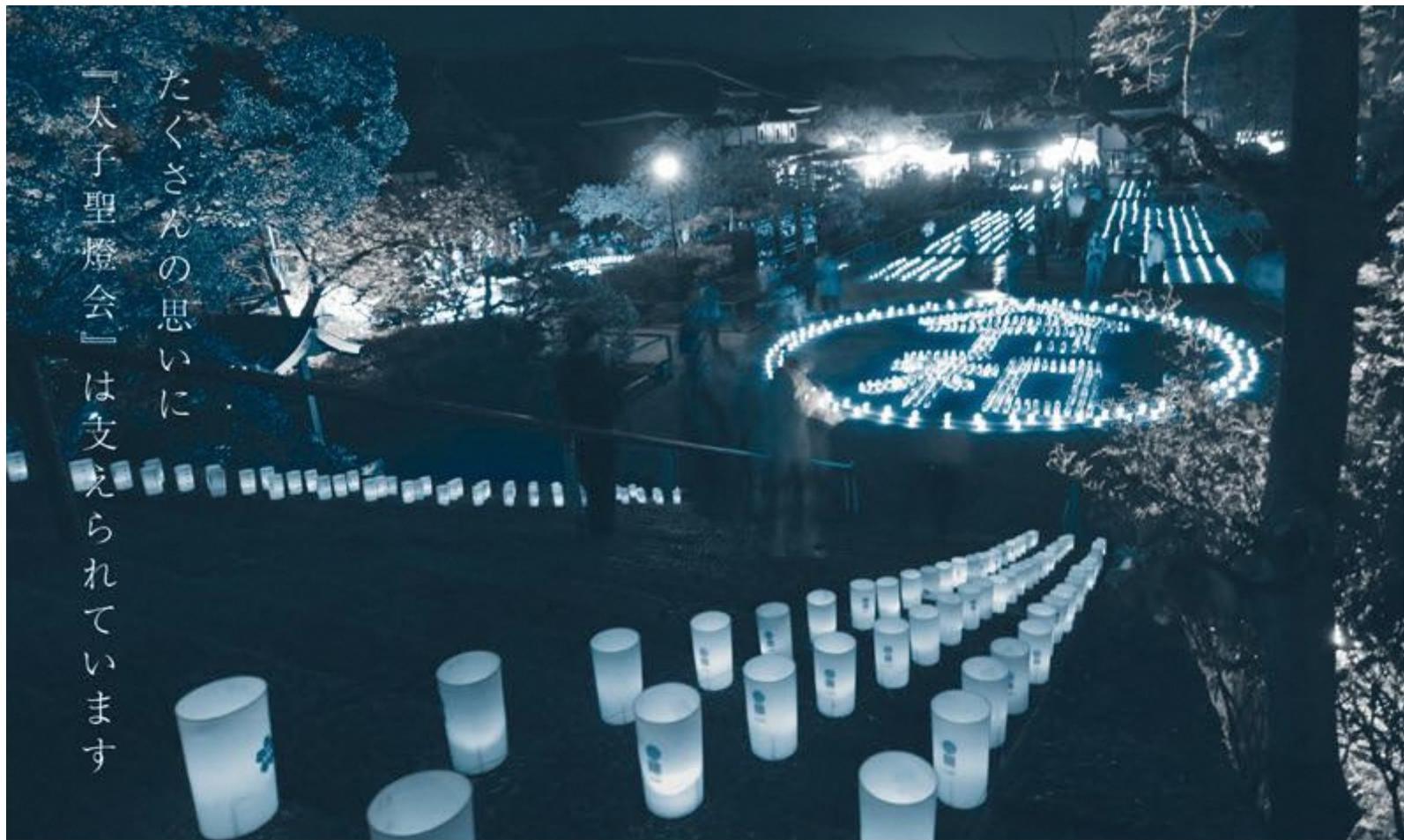
原則として、1回あたり2時間以上とし、週1回以上

補助金の額

- ① 立ち上げ時に必要な建物の修繕費、工事請負費、備品購入費など：30万円
 - ② 周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要な費用：10万円
 - ③ 光熱水費、消耗品費、通信運搬費などの運営費・開設1回あたり1,200円(1団体上限40回分)
 - ④ 家賃などの賃借料：上限月額2万円
 - ⑤ 集会所など使用料：開設1回あたり上限4,000円(各集会所の規定による) 上限月額2万円
 - ⑥ 健康増進加算：1回1,000円(上限月額4,000円)
- (条件あり)

申請に必要な書類

補助金交付申請書、全体計画書、年間計画書、その他必要と認める書類



「太子聖燈会」は支えられています
 たくさんの思いに

太子たいし聖燈会しょうとうえ

第13回

4月25日(土)

雨天の場合26日(日)に順延

午後6時～9時

[ところ] 聖徳太子御廟・叡福寺・西方院・太子和みの広場

協力開催：プロジェクションマッピング (叡福寺) 日没～
 (協力：阪南大学田上ゼミ)

たいし聖徳市 午後5時～(太子・和みの広場)

主催：太子聖燈会の会 共催：大阪府町村長会

後援：太子町 / 太子町教育委員会 / 大阪府 / 大阪観光局 / 近畿日本鉄道株式会社
 華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会 (順不同)

協力協賛：叡福寺 / 西方院 / 阪南大学 / 大阪南農業協同組合 / たいし聖徳市

ご協賛のお願い



太子聖燈会は、みなさまのご協賛金で行っています。昨年も、みなさまのご協力で多くの来場者を迎えることができました。ご協賛頂いた人の、お名前やひとことをシールに書いて頂き、当日会場に並べる燈火カップに貼らせて頂きます。ご家族のみなさままでのご協賛、ぜひお待ちしております。

ボランティア募集



当日、あかり点燈の準備と後片付けをお手伝い頂ける人を募集します。4月10日(金)までにご連絡ください。

◆問合せ

太子聖燈会の会事務局
 (太子町観光・まちづくり協会内)

☎ 21-1600

午前9時～午後17時15分
 (定休日 月・火)

東京2020オリンピック聖火リレー 太子町サポートランナー公開抽選会

2月2日(日)、町立万葉ホールで、東京2020オリンピック聖火リレー太子町サポートランナー公開抽選会を行い、11人のサポートランナーが決定しました。

サポートランナーは、4月15日(水)に太子町で行われる東京2020オリンピック聖火リレーで、最終区間で聖火ランナーの後ろを並走し、聖火リレーを盛り上げます。



PHOTO



いそうさけんびきょう

位相差顕微鏡を寄贈頂きました

富田林歯科医師会から、口腔内細菌の種類や量などを観察できる位相差顕微鏡を太子町・河南町・千早赤阪村に寄贈頂き、2月20日(木)に寄贈式を行いました。

今後、各学校園で、歯の健康教育に活用していきます。



NEWS プラス +

里親に関する展示

里親についての現状や登録方法などを学ぶ展示会を2月10日(月)～14日(金)まで役場庁舎1階 ロビーで行いました。

私たちの周りには、様々な事情により家族と離れて生活しなくてはならない子どもがいます。

里親は、そのような子どもをご自身の家庭に迎えて、温かい愛情と正しい理解をもって見守り育ててくれる人のことです。

住民の皆さんに里親についてより関心を持って頂き、今後も里親登録の拡大を図っていきます。



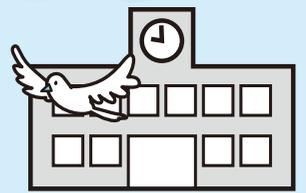


3月13日(金)

町立中学校

胸に! 卒園・卒業おめでとう!

3月。各幼稚園や保育所、小中学校で卒園・卒業式が行われました。
は、幼稚園計77人、保育園計25人、小学校計129人、中学校計142人。
仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月18日(水)

町立磯長小学校



3月18日(水)

町立山田小学校



3月16日(月)

町立幼稚園

PHOTO



希望を

春の訪れを日に日に感
卒園・卒業を迎えたの
それぞれの希望を胸に、



3月21日(土)

認定子ども園
やわらぎ幼稚園



3月14日(土)

松の木保育園



◆第36回大阪府小学生バレーボール
連盟
南大阪大会第3位
太子キョーリン



はなまる

敬称略

がんばった人に



東京2020オリンピック聖火リレー



【と き】 4月15日(水) 午後3時～4時 (予定)

【コース概要】



スタート地点: 道の駅近つ飛鳥の里・太子→町立竹内街道歴史資料館交差点→孝徳天皇陵前→竹内街道①→地藏堂前→竹内街道②→太子町役場前→美容室前→学習塾前→町立磯長小学校前バス停→向小路交差点→叡福寺境内→ゴール地点: 太子・和みの広場

【聖火リレーに伴う交通規制】

聖火リレー開催のため、コースの町道六枚橋太子線、大道線及び周辺道路について、通行止めなどの交通規制を行います。また、それに伴い、金剛バスの一部運休があります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300 生涯学習課 ☎98-5534 金剛自動車株式会社 ☎23-2286

岳のぼり

4月23日(木)に、葛城市・香芝市と3市町村合同で二上山山登りイベント「岳のぼり」を行います。

当日は、太子町自然を守る会主催でクリーンハイキングや山頂でお楽しみ抽選会を行います。お気軽にご参加ください。

【と き】 4月23日(木) 午前10時頃～正午

【ところ】 二上山万葉の森・岩屋登山口

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

行政書士無料相談 (予約制)

大阪府行政書士会では、行政書士による無料相談を行います。

【と き】 4月22日(水) 午後1時30分～4時30分

【ところ】 役場庁舎3階 第2・3会議室

【内容】 相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約

※希望する人は平日の午前10時～午後6時の間に電話でご予約ください。

◆申込・問合せ 大阪府行政書士会南大阪支部
無料相談担当: 濱田 ☎50-1110

町立図書館行事予定
おはなしひろば
4月

【とき】4月18日(土)

午前11時～11時30分

【ところ】町立図書館

※詳しくはお問い合わせください。

◆問合せ 町立図書館

☎98-5526

わいわい朝市



【とき】毎週土・日曜日と祝日
【ところ】道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ 近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

川柳

晴

敬称略

- 晴れた空どこかでウグイス散歩道 上田 恒子
 - 孫二十才晴着姿についてほろり 桑原 優
 - 晴れた空姿くつきり二上山 柏岡 和子
 - 晴着着る言葉使いに気を使い 辻本 艶子
 - 冷え込んだ霜降り夜明け日本晴 川村 勸
 - 晴れた日は免許返納自転車で 松本 京子
 - 力士には晴の勲章大銀杏 笹部 次夫
 - 晴れ間には洗濯物が波を打つ 三浦富美子
 - 晴れ渡る水平線の丸みかな 山本 博子
 - 晴れた空五輪のジェットで手を結ぶ 奥田 早苗
 - いたづらな風が晴れ着の裾乱し 小路 淳水
- 5月号の題は「家」(締め切り4月5日)。6月号の題は「青」(締め切り5月5日)です。

俳句

敬称略

- 世間騒しあれこれあれど山笑う 下城かよ子
- コンビニの寒灯一つ闇の村 麻野 明子
- お年玉親子三代絆かな 高田 正裕
- 外にまさる留守の炬燵の寒さかな 明石 志郎
- 側溝に日あたりながら舞ふ落葉 平木佳代子
- 川尻の冬枯こは花名所 余保 英代
- 来客の脱ぎしコートの冷気かな 辻本佳代子
- ふつつと滾つ鬮志の枯木かな 松井けい子
- 水鳥の放れて群れて白鳥陵 本多 幸子
- 石川や静かな流れ寒の水 田中 寛一
- 白梅のひとひと日ひと日の蕾かな 若松 古泉

ふれあい 掲示板

● 第17回 コンサート in 太子 ●

太子町を中心とした音楽愛好家が集まって、今年もコンサートをを行います。

【とき】4月26日(日) 午後2時～

【ところ】町立万葉ホール

【内容】フォークソング、フルート、ハンドベル、尺八、和琴、大正琴など

※入場料無料。

※場合によっては中止することがあります。

◆問合せ 堀 ☎090-2384-2792

● 太子ミニバスケットボールクラブ体験会 ●

新小学1年生～6年生までの男の子・女の子、バスケットボールに興味のある子、体を動かしたい子、一緒にバスケットボールをしてみませんか？

【とき】4月12日(日) 午前9時～正午

【ところ】町立総合体育館

【持ち物】水筒、タオル、体育館シューズ

【服装】運動しやすい服装

お友達と一緒に、ぜひ遊びに来てくださいね。

※場合によっては中止することがあります。

◆問合せ 原 ☎090-2289-6058

折出 ☎080-3117-2885

minibusu456-taishi@yahoo.co.jp

陸上自衛隊信太山駐屯地創立記念行事

陸上自衛隊信太山駐屯地創立63周年記念行事を行います。

【とき】4月19日(日) 午前9時～午後3時まで
(観閲式開始 午前9時50分～)

【ところ】陸上自衛隊信太山駐屯地

【内容】観閲式、訓練展示、装備品展示、修史館(歴史資料館)開放、体験試乗売店など

※一般来場者駐車場はありません。公共の交通機関をご利用ください。

※ペットを連れてのご来場はご遠慮ください。

※入場はすべて無料。どなたでも入場可能です。

※詳しくは、信太山駐屯地公式ホームページ、または公式 Twitter でご確認ください。

◆問合せ 陸上自衛隊信太山駐屯地広報室

☎0725-41-0090 (内線205)

ひとのうごき

()内は前月比

人口	13,306人 (-6)	転入	28人
男	6,534人 (-7)	転出	34人
女	6,772人 (+1)	出生	7人
世帯数	5,498世帯 (-3)	死亡	7人

まちの面積 14.17km²

(3月1日現在)

- ゆずってほしい
・磯長小学校制服(女子用、150～160cm)、イトマンズイミン
グ海パン(男子用、120～130cm)「無料」
 - ・山田小学校制服(女子用、130～150cm)
 - ・子ども用自転車(男子用、22～24インチ)「相談」
 - ゆずりませす
・テレビ(50cm四方)「無料」
- ◎ゆずりたいもの、ゆずってほしいものがあれば、消費生活友の会会員、または、事務局、観光産業課(☎98-5521)までご連絡ください。
- ◎掲載している人のご連絡先をお伝えしますので、物品について詳しくは、直接連絡・交渉をお願いいたします(事務局では物品をお預かりしていません)。



⑤ 風しん抗体検査

風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があります。

疾病のまん延を防ぐため、予防接種法施行令の一部が改正されました。対象者については、抗体検査を行い、その結果、十分な抗体量がない人に対し定期予防接種（風しん第5期）が行われますので、抗体検査を行って頂くようお願いいたします。

また、風しん第5期の定期予防接種の対象外の人でも、抗体検査を無料で受けて頂くことが可能な場合があります。下記対象者については、まず実施医療機関で風しんの抗体検査を受けて頂くようお願いいたします。なお、無料での抗体検査は平成31年4月～令和3年3月の間で1回限りです。2回目以降は自己負担となりますので、ご注意ください。

対象	定期任意の別	クーポン券の発行	受け方	抗体検査費用※	予防接種費用※	実施医療機関の別
昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	定期	○	前年度に送付されたクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料		【1】
昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性	定期	○	4月中に送付予定のクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ無料	【1】
昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれの男性	定期	○	町立保健センターでクーポン券の交付申請を行い、受け取ったクーポン券を用いて、実施医療機関へ	無料		【1】
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠を希望する女性 妊娠を希望する女性の配偶者 妊娠している女性の配偶者 	任意	×	実施医療機関で抗体検査を実施。抗体がないと判断され、予防接種を実費で接種した場合は、町立保健センターへ申請を行う。	無料	抗体検査の結果、抗体価が低ければ下記を上限として償還払いを行う。麻しん・風しん（MR）混合ワクチン…7,000円 風しん単独ワクチン…4,000円	【2】

※ただし、各指定医療機関で受検及び接種した場合に限る。

【実施医療機関】

【1】風しん第5期の定期接種に係る抗体検査実施医療機関一覧（全国）

厚生労働省「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html



【2】妊娠を希望する女性などの抗体検査実施医療機関一覧（大阪府内のみ）

大阪府ホームページ「大人の風しん対策」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryuu/osakakansenshou/koutaikensa.html>



なお、助成に必要なものなど、町の行う風しん対策について詳しくは、町ホームページをご覧頂くか、健康増進課までお問い合わせください。

太子町ホームページ「太子町の実施する風しん対策」

http://www.town.taishi.osaka.jp/busyuu/kenkoufukusibu/kenkouzousinka/monthly_kenko_info/1553236910184.html



◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

特定不妊治療費の助成

町では、大阪府が行う「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認を受けられた人に助成金を交付します。

対象者は、下記のすべての条件を満たす人となります。

1. 夫婦ともに太子町に住民登録を有し、かつ、妻の年齢が43歳未満であること
2. 大阪府が行う「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を申請し、「特定治療支援事業承認通知書」の交付を受けている人

対象など、詳しくは町ホームページをご覧になるか、健康増進課へお問い合わせください。

また、大阪府の助成制度については、大阪府ホームページ「不妊に悩む方への特定治療支援事業について」をご覧頂くか、富田林保健所にお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520 富田林保健所 ☎23-2681



●母子保健 ★かならず母子手帳をお持ちください。

【場所】 町立保健センター（2階すこやかホール）

	種類	診療場所	診療日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 富田林市向陽台1-3-36		
急病診療紹介	富田林市消防署 ☎23-9919	消防署では、午後8時～翌朝8時まで、救急診療の当番病院を紹介し、場合によっては救急車での搬送を行います。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は午後4時～翌朝8時		
救急医療相談窓口	【24時間・365日】 ☎#7119 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6582-7119 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。 《緊急時は迷わず119番へ》		
大阪府小児救急電話相談	【午後8時～翌朝8時】 ☎#8000 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6765-3650 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))	夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。「こどもの救急」ホームページ(http://kodomo-qq.jp/)でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。		

種類	対象児	実施日	内容
4か月児健診	令和元年10月25日～12月15日生まれ	4月16日(木)	【受付時間】13:00～13:15 対象者の人には案内通知します。
1歳6か月児健診	平成30年7月～8月生まれ	4月24日(金)	
2歳6か月児歯科健診	平成29年8月～9月生まれ	4月9日(木)	
3歳6か月児健診	平成28年8月～9月生まれ	4月14日(火)	
赤ちゃん会ぶらす	1歳6か月までのお子さんと保護者	4月1日(水) 4月15日(水)	みんなで遊べるようホールを開放しています。相談・身体計測・母乳相談をご希望の方は母子手帳をお持ちになり、受付時間内にお越しください。 【受付時間】9:30～10:00 【実施時間】9:30～11:30 【イベント実施時間】10:30～11:30 1日「赤ちゃんの発達の不思議」講座 19日「0歳から始める虫歯予防」

●健康づくり

種類	実施日	実施時間	内容
町内ウォーキング	4月6日(月)	9:30～	町内の3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。町立保健センター集合。雨天中止。ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をお持ちください。
ストックウォーキング	4月21日(火)		

●健康相談 【場所】 町立保健センター

種類	実施日時	内容
保健師・栄養士による健康相談	4月24日(金) 13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。(要予約)

【場所・問合せ】 富田林保健所・藤井寺保健所

種類	実施日時	備考
こころの健康相談 ☎23-2684(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:45	予約制
エイズに関する相談 ☎23-2683(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～12:15/13:00～17:00	電話相談も可能
骨髄移植対策推進事業 骨髄バンクドナー登録 ☎23-2684(富)	第一水曜日(年末年始、祝日を除く) 11:00～12:15	予約制
飲用水・井戸水検査 ☎072-952-6165(藤)	4月6日(月)・20日(月)	予約制 検査手数料が必要
医療機関に関する相談 ☎23-2681(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:30	

富田林保健所では、肝炎ウイルス検査、腸内細菌検査なども行っています。

●健康と笑顔のWAプロジェクト

新型コロナウイルスの感染者が増加する中、感染対策の一つとして、咳エチケットを心がける必要があります。

現在、予防用にマスクを買われている人が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。

感染しないためにマスクをつけるのではなく、人にウイルスを感染させないようにするために、咳や鼻水などの症状のある方が積極的に行ってほしいエチケットです。

しかし、現在のマスクの流通が滞っている状況では、従



来からの使い捨てマスクが手に入らず困っておられる人が大半だと思われます。

代用品として、ガーゼのマスクや、タオル、ハンカチやバンダナ、スカーフ、ネックウォーマー、マフラー、マフラータオルなど、口元を覆うように使って頂くと、ウイルスの飛び散りを防ぐ効果がありますので、お試しください。また、予防にはこまめな手洗いが大切です。

帰宅時や、料理・食事の前など、口や鼻に触れる前に、こまめに手洗いをしましょう。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

令和2年度 介護保険料

65歳以上の令和2年度介護保険料は、平成31年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。

しかし、4月1日時点では、皆さんの平成31年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くことになります。

徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収

年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収

年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。

平成31年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約23%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.375	27,680円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.595
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の人	基準額×0.725
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	88,560円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	95,940円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	110,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	123,990円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	129,150円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	136,530円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	143,910円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。

いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

③ 介護予防講座

町内にお住まいの人々を中心に、気軽に高齢者の介護や生活に関する相談をして頂けるよう、出張相談を行います。

「介護保険って何?」「どんなサービスがあるの?」「どうしたら利用できるの?」といった介護の制度に関することから、「最近、物忘れするようになってきて…」「何をするにも億劫で…」「家事ができなくなってきたんだけど…」など、生活面での悩みごとまで、高齢者に関する様々な相談を地域包括支援センターの職員が伺います。

【とき】4月28日(火) 午後2時～3時 【ところ】町立総合福祉センター1階 相談室

【内容】総合相談（介護保険制度、もの忘れなどに関すること）

◆問合せ 地域包括支援センター（高齢介護課）☎98-5538



太子町高齢者情報局

令和2年4月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。」

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、「介護予防事業「お達者トレーニング教室」の参加者募集!」「元気ぐんぐんトレーニング 新規グループの紹介です!」「令和2年度 介護保険料」「介護予防講座」をお届けします。

③ 介護予防事業 「お達者トレーニング教室」の参加者募集!

28期生の募集です!

生き生き暮らしていくためには、運動・栄養・お口の健康の3本柱が大切です。
みなさん、ぜひ、参加してみませんか?

何歳になっても、筋力は鍛えれば向上します! 若返ります!

【と き】 5月14日(木)~8月27日(木) (毎週木曜・14回コース)

午後1時30分~午後3時30分

【ところ】 町立総合福祉センター1階 ホール

【対象】 65歳以上の人 15人程度 (選考有)

【内容】

●筋力トレーニング

ストレッチ体操、おもりをつけての足挙げ運動、ハーフスクワット

●お口のケア

お口の体操、ブラッシング

●栄養の大切さ

しっかり食べること、食事の工夫 (質・量・バランス)

●交流会

★サポーター (ボランティア) も同時募集!

教室と一緒に参加して、高齢期の身体の変化とその対応について学んで頂き、高齢者がより元気に生き生き過ごせるための支援をして頂きます。

【対象】 一般住民 5人程度 (年齢制限なし)

【内容】 教室内での参加者への支援 (おもり及び血圧計の装着・参加者の誘導など)

教室終了後のトレーニングなどの普及活動

★様々な技術をいかして地域で活動をして頂ける専門職のボランティアも募集します。

★参加者の声

今まで運動の習慣がなかったが、家でも体操するようになった。お口の体操を続けて、食事がおいしく食べられるようになった。毎日の生活にも張りが出てきて、前向きに物事を考えるようになった。



【申込締切】 4月30日(木)まで

◆申込・問合せ 地域包括支援センター (高齢介護課) ☎98-5538

元気ぐんぐんトレーニング 新規グループの紹介です!

2月から26か所目の元気ぐんぐんトレーニンググループが後屋集会所で始まり、自主グループとしてスタートしました!

15~20人ほどで、和気あいあいとした雰囲気で行っています。グループ名は、「ゆうゆうと友と遊ぶ」という思いを込めて『ゆうゆう会』です。後屋地区の人は、ぜひ、ご参加ください!

と き: 毎週金曜日
午後1時30分~
3時ごろ

ところ: 後屋集会所



【介護予防の豆知識】フレイルをご存じですか?

フレイルとは、徐々に心身 (筋力や認知機能) が弱り、健康な状態と要介護状態の中間に位置している状態のことを示します。高齢期になるとメタボ予防よりもこのフレイル予防が重要になります。

中年期の健康管理の目標は生活習慣病予防で、心肺機能を高める有酸素運動が必要ですが、高齢期の健康管理の目標は老化予防で、足腰を弱くしないための筋トレやウォーキングが必要です。

一人で運動を続けるのは大変なので、仲間と一緒にやりましょう! 一人より楽しいですし、会話が弾みます。ぜひ、地域で週に1~2回の運動習慣をつけましょう。



元気ぐんぐんトレーニングをしてみたい! という人はご相談ください!

体操できる場所があり、5人以上集まれば、自主グループの立上げを支援させて頂きます。

◆問合せ 地域包括支援センター (高齢介護課) ☎98-5538